



参考資料 1
久留米市新総合計画
基本構想

- 第1章 新総合計画の意義
- 第2章 基本構想の目的
- 第3章 21世紀の都市づくりの基本理念
- 第4章 目指す都市の姿等設定の視点
- 第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向
- 第6章 基本構想の目標年次
- 第7章 久留米市の人口
- 第8章 土地利用の基本方針
- 第9章 基本構想推進に当たって ―創造・変革への挑戦―

第1章 新総合計画の意義

21世紀のスタートの年である2001年を初年度とする総合計画は、本市にとり、まさに新たな時代の第一歩を踏み出すものです。

今日、都市を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進展を始めとする大きな時代潮流や市民意識の変化への対応、さらにはこれまでの我が国を支えてきた諸社会制度の再構築など、21世紀社会に向かって新たな枠組みづくりが求められる歴史的転換期にあります。

第1節 新総合計画策定の背景

本市は、水や緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝に位置し、古来より筑後地域の中心都市として栄えてきました。近年においても、これらの歴史や地域特性を生かした総合計画を策定し、着実な都市政策を進め、佐賀県東部を含めた福岡県南の中核都市・福岡県第3の都市として発展してきました。

しかしながら、今日の歴史的な転換期においては、その変化の方向と影響を充分に見極めて、新たな時代の都市づくりの指針となる新総合計画を策定することが求められています。

少子・高齢化、^{*}グローバル化、高度情報化、環境との共生、限られた資源・エネルギー問題などの時代の潮流は、量的に拡大するとともに質的にも深まり、行政ニーズが多様化・高度化しています。さらには、市民や企業が行う社会経済活動も大きく変化し、新たな地域社会の再構築が求められています。

また、これまでの社会構造を支えてきた制度が疲弊し、逆に足かせとなっています。そのため、規制緩和や行政改革などに象徴されるような、新たな社会制度の構築に向けて制度改革が進められています。都市づ

くりの幕開けに立ち、本市のこれからの都市づくりを考える時、こうした歴史的な環境変化や本市固有の課題を十分に認識するとともに、これらの状況に対応した、新しい時代の久留米市の都市発展の方向を新たに定めることが求められています。本市はこれらの課題認識の下に、生活や都市のあり方、都市づくりの方法などを問い直し、新たな時代の都市づくりの指針となる総合計画を策定します。

くりの一つの基盤となる地方分権も、着実に制度化が進められ、分権型社会の実現が具体的なものとなっています。分権型社会においては、地域社会の構成者が「自己決定と自己責任」の基本理念の下に、都市の目指す姿を定め、その実現に向かって活動することが求められています。

さらに、社会活動に対する市民の意識や活動も変化し、市民が都市づくりなどの社会活動に自主的、主体的に係わる意識や活動が広がっています。今後は、市民と行政がパートナーシップの理念の下に、それぞれの意志と責任をもって取り組む協働の都市づくりが求められています。

また、これらの歴史的な環境変化への対応とともに、福岡都市圏の拡大など本市を取り巻く固有の環境変化による、都市アイデンティティーの希薄化、広域拠点機能の衰退、地域経済の停滞などの地域の重要課題への対応も求められています。

これらの歴史的環境変化等への対応は、都市のあり方の転換を求めており、これまでの量の拡大や経済優先の都市から質の充実や生活中心の都市へと、都市のあり方の質的転換を図る必要があります。

第2節 新総合計画策定の視点

都市づくりの質的転換を図る総合計画の見直しに当たっては、総合計画の本来の意義と機能を十分に認識するとともに、歴史的な環境変化に対応し、創造と選択を基調

とする市民と行政が協働した総合計画とすることが必要です。そのために、本市は、新総合計画の策定・実施に当たっては、戦略性と協働性を基本視点として取り組みます。

1 戦略を基本視点とした都市づくり

歴史的な環境変化や限られた資源・財源、多様化する市民ニーズなどに対応し、新たな時代のかじ取りを担う創造と選択を基調とした総合計画においては、より一層の戦略性をもって取り組みます。

戦略性とは、歴史的な環境変化を長期的な展望と広い視野でとらえ、何が今後の都市づくりにおいて重要な価値観であるか、

重要な課題であるかを、未来に視点をおいて選択するとともに、それらの課題解決を図る都市づくりに当たって、最も効果的かつ効率的な方法を選択し決定することです。そして、戦略的に設定された都市づくりの目標を実現する施策化に当たっては、総花的に羅列するのではなく、総合的な視点から選択し決定することです。

2 協働を基本視点とした都市づくり

市民意識・活動の変化や社会経済環境の変化などに対応するため、新総合計画においては、市民と行政が協働した都市づくりを進めていきます。

総合計画は地域社会を対象にした計画であり、市民と行政がそれぞれの役割と責任の下に、参画し活動することができる計画にする必要があります。そのためには、市民に共有化された総合計画であることが必要です。つまり、総合計画の仕組み・内容や、策定・執行などの各過程において、市民と行政が共通に認識し、目的・課題を共

有化し、解決に当たって協働して取り組むことです。

その意味から、基本構想においては都市づくりの目標の設定・共有化を、基本計画においては目標達成の具体化を、実施計画においては具体的事業プログラムを明らかにするとともに、目指す都市の姿の内容や実現方法などが市民に分かりやすい計画とします。

これらの視点をもとに、総合計画の策定、執行、評価の各段階において、その仕組みや内容を構築し策定します。

第2章 基本構想の目的

基本構想は、本市の21世紀の都市づくりの指針となるものであり、歴史的な環境変化に戦略的に対応し、地域資源とポテンシャルを生かした、市民と行政が協働して目指

す都市の姿を明らかにするものです。本構想は、基本理念と目指す都市の姿、それを達成するための都市づくりの方向・柱を定めるものです。

第3章 21世紀の都市づくりの基本理念

水と緑の人間都市

本市は、九州一の大河筑後川の水と、耳納山系などの緑に象徴される豊かな自然に恵まれた美しい都市です。私たちは、この美しい都市の21世紀における都市づくりに当たっては、

- 個の存在や個性を尊重し、その自立性を大切に
- 自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に
- 本市の誇る地域資源である水と緑を大切にを進めます。

私たちは、恵まれた水と緑を大切にしながら、本市に住み、集う全ての人が、人権の尊重・市民の自立性を基本に、都市や環境と共生する「水と緑の人間都市」を基本理念に都市づくりを進めます。

第4章 目指す都市の姿等設定の視点

継続・一貫した都市づくり 行政主導から協働への転換 量から質への転換

21世紀の目指す都市の姿は、都市づくりのベースである社会制度の大きな変革に対応し、自己決定・自己責任の下に、限られた資源と多様な選択肢の中から選択し設定することが求められています。

これまでの都市づくりは、物質的・量的豊かさ優先の画一的な都市づくりが行われてきましたが、これからの都市づくりは発想を転換し、地域が有する個性・特性を生かすとともに、都市や生活の多様性を尊重し生かす、新たな価値観に基づいた都市の姿を求めていく必要があります。また、経済社会の成熟に伴い、これまでの経済の量的拡大を優先したシステムや規格大量生産型のシステムから発想を転換し、多様な知恵など創造性を重視した経済社会システムが求められています。さらに、行政や事業活動において集中型の社会システムから、分散型の社会システムへと発想の転換が求められています。そして、その転換の起点となるのは、個々人の価値観や生き方へのこだわり、感性であり、個々人が暮らす都

市への期待です。都市づくりに当たって、価値観や都市の発展の方向・目標を見直し、新しい時代の地域社会にふさわしい都市の質、生活の質などの質の視点から都市の姿を設定する発想が必要です。

そしてそれらの実現に当たっては、未来からの視点として、将来の地域社会において、市民にとって重要な価値観や、優先して解決を図るべき課題を展望・選択し、その戦略的対応策の方向を充分に見極めて、継続し、かつ、一貫して着実に取り組むことです。

また、これまでの行政主導で進められてきた都市づくりを、市民と協働の都市づくりへと転換する必要がありますが、それは、いわば都市づくりの質を転換することであり、公共サービスのあり方・質を問い直し、総合計画の成果の質を問い直すことです。

私たちは、これらの質の視点を転換視点とし、生活のあり方、都市のあり方、都市づくりのあり方について、新たな考え方に基づいて目指す都市の姿を設定します。

第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向

本市は、「水と緑の人間都市」の基本理念に基づき、次の3つの目指す都市の姿を掲げ施策を展開します。

- 誇りがもてる美しい都市久留米
- 市民一人ひとりが輝く都市久留米
- 地力と風格のある都市久留米

第1節 誇りがもてる美しい都市久留米

我が国の都市のほとんどは、明治以降これまで、地域間格差の縮小、ナショナルミニマムの充足という国の政策の下で、産業の発展を都市発展の主軸とした拡大成長の都市政策を進めてきました。その結果、概ねナショナルミニマムを達成し、文化的で利便性のある都市基盤、生活基盤については相当の水準までの整備が進みました。

しかしながらその過程において、都市全体が画一化、均一化の傾向をたどるとともに、機能性、利便性を重視した社会経済活動や生活様式の定着は、様々な環境への負荷をもたらし、今日、地球規模での環境悪化が懸念される状況となっています。

さらに経済性、機能性重視の都市づくりは、心安らぐ風景やまちを包み込む風景を都市づくりや生活の中に調和させることを後回しにしてきました。

本市においては、第1次総合計画の後期から、本市が誇る豊かな自然を都市づくりに生かすために「水と緑の人間都市」を基本理念に据え、以来四半世紀にわたり一貫した都市づくりを進めてきました。

しかしながら、シビルミニマムの充足や地域経済の維持・発展への取組が、直面する課題としてあり続け、次代に引き継ぐべき「美しい水と緑の都市」は、未だ本市の都市個性として確立していない状況にあります。

そうした中で、少子・高齢化の進展や人口減少時代の到来、自然環境の悪化と、これまでの右肩上がりの拡大成長型の経済社会が見込めない中で、21世紀の都市づくりは大きな転換点を迎えています。すなわち都

市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移していくことが必要です。

生活空間としての都市の形成とは、全ての活動が環境との共生を志向し、後世が継続して使い、積み上げていくに足る生活の土台としての都市資産の蓄積を図りながら、都市づくりの中に「美」を導入し、生活空間の質を高めていくことです。

人々はだれしも美しいまちで暮らすことを願っています。生活の中で四季の移り変わりを体で感じ、その四季を満喫する。何げない自然や街角の風景を絵や詩にしたいくなるまちで暮らす。屋内よりもまず外に出たくなる、さわやかで清潔感あふれるまちで暮らす。全ての人たちが環境に配慮した行動を実践する。そうした美しい生活空間を舞台に、文化活動やスポーツ活動を伸び伸びと楽しみ、高齢者や子どもたちが生き生きと暮らし、身近な自然を大切に、主体的で多様な活動が行われるまちこそがこれからの久留米の都市づくりに求められるものです。

「美しいまち」、それは世代を受け継ぎながら息長く創り出していくものであり、そしてそれは、21世紀が始まる今をこの久留米に暮らす私たちが、後世に引き継ぐべき都市としての「誇りがもてる美しい都市」づくりの第一歩を踏み出すことから始まります。

久留米に住む人たちが久留米を訪れる人たちの愛着心を呼び起こし、市民一人ひとりが愛するまち、誇れるまち、「美しい都市久留米」を建設していきます。

1 四季が見えるまちに

本市が誇る地域資源であり、都市づくりの基本理念に掲げる「水と緑」を生かし、生活の中に季節感あふれる彩り豊かで潤いのある四季が見える都市を創り出します。

そのため、久留米つつじやつばきを始めた四季折々の花や街路樹など木々の緑のシンボルゾーンの形成やネットワーク化を進め、花と緑にあふれた都市を創り出します。

また、筑後川と筑後川に注ぎ込む河川の清らかさを生かし、川辺の魅力を高めます。

2 快適がデザインされたまちに

人々が活動し、生活する舞台となる都市空間を、安全、快適で質の高い、未来に継承するに値するものとして整備していきます。

そのため、生活を支える基礎的な基盤の整備を着実に進めながら、それぞれの基盤がネットワーク化した、安心して快適な質の高い生活の土台づくりを進めます。あわせて、これまで築き上げてきた地域の資源(ストック)を最大限に活用し、都市機能の質的充実を図りながら、後世が継続して使い、積み上げていくに足る都市資産の蓄積を図ります。

また、災害をできるだけ未然に防ぐと

3 清潔感あふれるまちに

地球規模での環境問題も地域問題として、市民一人ひとりが考え行動する、新しい生活様式による資源循環型地域社会を目指した都市づくりを進めます。

そのために、資源の再利用やエネルギーの有効利用などを進め、資源やエネルギーの消費抑制や環境への負荷を出来るだけ少なくする都市システムを構築します。

また、今日大きな都市問題の一つとなっている廃棄物については、市民、事業所、行政が一体となって、減量や再利用に取り

特に治水や生態系に十分配慮しながら、親水護岸の整備を進め、市民に親しめる川づくりを進めます。

さらに、耳納山系を背景に四季折々の彩りを描き出す自然を持続的に保全し、美しい自然風土や歴史風土を未来に継承していきます。その際、森林や田園の持つ公益的機能を見つめ直し、保全活用します。

またあわせて、季節感あふれる祭りやイベントを盛んにし、ふるさとを愛する心、誇りが持てる地域社会を創ります。

もに、風水害や地震などの災害発生時にも速やかに都市機能が確保される災害に強い都市づくりを進めます。

さらに、久留米市に暮らす人たちが訪れる人たちが美しいと感じる、個性豊かな都市景観の形成を進め、都市全体が歴史の流れのなかで熟成されていくまちを目指します。

そのため公共施設はもとより、民間施設等の整備に当たっても美しい街並みの形成への理解と参画を促すとともに、美しい都市景観の形成への市民の主体的取組を進めます。

組むとともに、安全、安心の市民生活を確保するため、計画的に処理施設の整備を進めます。

さらに、市民一人ひとりが自然環境や地球環境に負荷をかけない生活様式への移行を目指すとともに、そのための行動が見える地域社会を創り出します。

また、まちの美化や環境衛生向上への市民活動を盛んにし、久留米市を訪れる人たちも共感するさわやかで清潔感あふれる都市を創ります。

特に道路、公園などの公共空間へのポイ捨てをなくすなど、市民のみならず来街者

も含めたきれいなまちづくりへの意識の醸成を図ります。

4 外で活動したくなるまちに

都市の美しさは美しい景観のみで成り立ち得るものではなく、そこに子どもたちや高齢者、障害を持つ人たちが安心して屋外で汗を光らせ活動している姿など、人々の生き生きとした活動が真ん中に描き出されてこそ、美しい都市の風景が形づくられることから、外に出たくなるまち、外で楽しめるまちを創ります。

そのため、歩道や自転車道の整備を進め

るとともに、歩いてみたくなる散策道や公園、交流広場など屋外での活動の場の整備を図り、日常生活の中で外で楽しめる空間を創り出します。

また、整備に当たっては、子どもたちや高齢者、障害を持つ人たちが安心して屋外で活動できるように、ユニバーサルデザインを取り入れていきます。

第2節 市民一人ひとりが輝く都市久留米

都市の本質は、多様な価値観を持つ多数の人々が、互いに良い刺激を与えながら暮らし、お互いの個性や自由を尊重しながら、その相違を越えて結び付くことができる社会の仕組みが成り立っていることです。

すなわち「いい都市」というのは、都市を構成する市民、企業、団体や目的を共通にする人たちの活動など、それぞれが個々の活動に力点をおいて、分権的、多中心的に行われ、それらの活動が互いに連携していくネットワーク型の地域社会として存在していくことです。

一方で、都市はまた、人と人とのつながりを希薄化する特性も持っています。このことは、都市問題を都市自らが解決するという基本的な仕組みを脆弱化させ、さらに新たな社会問題を生み出しています。

教育、環境、福祉、防災など、都市に住む人たちの関わりの中で解決を図っていくことが重要な諸問題は、今日ますます深刻化しており、最も身近な生活単位であるコミュニティもこの人間関係の希薄化の中で、機能が低下してきています。

そうした中で、21世紀は人口減少、少子・高齢社会となることが確実に予想されており、これまでの地域社会の有様も大きく変化して

いくことが想定されます。

21世紀の地域社会を展望するとき、最も重要なことは、基本的人権が尊重され、あらゆる差別がなく、男女共同参画社会が実現した地域社会の中で、一人ひとりが健やかで自己実現を目指し、輝きながら生きていくことです。とりわけ未来を担う子どもたち一人ひとりが希望を持ち、その実現に瞳を輝かせながら努力することです。そして、こうした行動をはぐくみ、尊重し、手助けするパートナーシップの地域社会が成立していることです。

そのためには、まず身近なコミュニティを自分たちにとってより良いものにしていくことから始まります。コミュニティの中で、子どもをはぐくむ、高齢者や障害者を思いやる、互いに個性や自由を尊重しながら助け合う意識や活動が根づいていくことが重要です。

他方で、行政主導型の都市づくりの構図から転換し、様々な分野でのボランティアやNPO(非営利組織)などの活動が根づき広がっていき、そうした活動の積み上げが都市全体を「住むに値する都市」とし、都市問題を自らの手で解決していく仕組みが出来上がっていきます。

こうしたことから21世紀の久留米の発展軸

の一つに、「市民一人ひとりが輝く都市」を掲げます。

「市民一人ひとりが輝く都市」は、人権が確立し、互いに個性や自由を尊重しながら、互いの違いを理解し認め合い、自らをそして自らが住む地域社会をより良くするために協

1 人権が尊重されるまちに

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、「すべての人はいかなる事由による差別を受けることなく、すべての権利と自由とを享受することができる」との世界人権宣言の理念の下に、21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題を始めとするあらゆる差別の撤廃と人権の確立に向けた都市づくりを推進します。

特に今日、高齢化、グローバル化、高度

2 多様な市民活動が連帯するまちに

都市が未来に向かって持続的に発展していくためのエネルギーは、そこに住む市民、企業、団体などの多様な個々の活動が、自己実現欲求を満たしながら行われ、それぞれが住みよい都市を目指して連帯していくところに湧き出てきます。

今日、社会の仕組みや諸制度の大胆な変革が余儀なくされる中で、都市づくりの構図を行政主導型から、市民が分権的で多中心的に広く連帯して活動するネットワーク型に移行させていくことが必要です。

こうした「都市の創り手」としての市民の活動を盛んにするには、まず、一人ひとりの自己実現のための主体的活動が原点であり、全ての世代が生涯を通じて学び続けるための環境づくりやスポーツ活動ができる環境づくりを進めます。また、久留米ら

働し、自らができる役割と責任を果たしていく都市です。それは、思いやりと優しさの見える都市でもあります。

「住み手」である市民が同時に「創り手」となって、久留米という都市を磨き、「久留米らしさ」にあふれた愛する都市を築いていきます。

情報化が進展するに伴い、人権に関する新たな課題が顕在化している中で、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進し、人権が確立した都市づくりを進めます。

また、男性と女性の固定的役割分担からくる様々な格差を解消し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、それぞれがあらゆる分野で自らの能力が発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。

しさを感じる文化が創造される都市を目指して、長い歴史の中で受け継がれてきた久留米固有の市民文化を大切にしながら、その上に新しく創造した文化を積み重ねていくための活動が主体的かつ活発に行われる環境づくりを進めます。

また、一番身近な生活単位であるコミュニティの中で、自らが住む地域を自らが考え、より良くしていこうとする日常的な活動への参加、連帯によるまちづくりを進めます。

さらに、21世紀の都市づくりの原動力としてのボランティア、NPO（非営利組織）などの活動促進のための環境を整備し、市民の主体的参加と連帯によるネットワークとパートナーシップの都市づくりを進めます。

3 子どもの笑顔があふれるまちに

不登校児童・生徒の増加や、青少年の非行の若年化、子どもの社会性の希薄化等、21世紀を担っていく子どもたちを取り巻く今日の問題が深刻化し、また、少子化の進展が社会全体に大きな影響を与えようとする中で、子どもの権利を守り、子どもは地域のかげがえのない財産として、地域ぐるみの子育て環境を作り、子どもたちの生き生きとした笑顔に満ちあふれた都市づくりを進めます。

そのため、次代を担う子どもたちが、個性と創造力を発揮し自立した人間として成長できるよう学校教育の充実を図ります。

さらに学校や家庭、地域が連帯し、ゆとりある教育や多様な生活体験を通して自律性や創造性をはぐくみ、子ども一人ひとり

4 健康で生きがいもてるまちに

生涯を通じて心身ともに健康で、一人ひとりが生きがいを持って生きていくことは、市民共通の願いであるとともに、健全な都市存立の基盤になるものです。

市民の健康の保持・増進は、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた一貫した健康づくりが第一歩であり、日々の生活の中で楽しく体力づくりができる環境整備を進めるとともに、豊かな自然の中での世代を越えた多彩な市民健康づく

5 やさしさと思いやりの見えるまちに

急激に高齢化等が進展する中で、様々な要因により自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合もあり、個人が人としての尊厳を持って、都市の中で安心して生活を送れるように自立支援するために、^{*}ノーマライゼーションの理念のもとに、他人を思いやり、お互いを支え合い、助け合おうという優しさと思いやりのある都市づくりを進めます。

そのため、年金、医療、介護保険制度な

が未来に希望を持ち、その実現に向かって豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさのわかる人間に育つ環境づくりを進めます。

また、子どもが安心して健やかに育つための環境を作るとともに、子育てと仕事が両立する環境づくりや家庭における子育ての支援など安心して子どもを産み、楽しく育てることができる環境づくりを進めます。

さらに、青少年が社会の一員としての自覚と責任を持ち、自立心を養いながら成長していけるよう、地域ぐるみで健全育成に取り組みます。

特に、青少年が様々な社会参加ができるような環境づくりを進めるとともに、多様な団体の活動を支援します。

りを推進します。

また、本市の誇る地域資源である高度な医療機能の集積を活用するとともに、疾病予防、早期発見、早期治療など地域保健対策と保健意識の高揚を図ります。

さらに、こうした一人ひとりの健康に裏打ちされた長寿社会の中で、特に高齢者がその知識や経験を生かして社会参画し、生きがいを持ち続け自立した生活ができるような環境づくりを進めます。

ど社会保障制度の適正な運営とともに、障害者や高齢者などが地域社会の中で安心して暮らせるように、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応する多様な福祉サービスを展開し、自立の支援を進め、相互扶助精神に満ちた、安心できる長寿社会を構築します。

特に、障害者などハンデキャップを持つ人たちが、ハンデキャップをハンデキャップと感ぜないで、自由に自立できるための

支え合いや高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるための助け合いなど市

民相互の連帯意識に支えられた地域福祉施策を展開します。

第3節 地力と風格のある都市久留米

我が国の20世紀は、ひたすら欧米先進諸国へのキャッチアップのための近代工業社会形成の時代であったといえます。そして知的資源の東京一極集中と生産機能の地方配置によるピラミッド構造と、終身雇用制度による企業等への強い帰属意識と集団主義の、いわゆる日本式経営により、経済的繁栄を実現し、世界でもトップクラスの経済大国としての地位を確立しました。

そして本市も、繊維産業、ゴム産業を核に、こうした我が国の産業政策を支える役割を担い、優秀な地方都市として発展してきました。

しかし20世紀末、これまで我が国の繁栄をもたらしてきた様々な制度や仕組みが崩れつつあります。これはまさに20世紀の我が国の繁栄を支えてきた様々な規範や価値観が、歴史的な大きな流れの中でそぐわなくなり、新しい発展段階へと移ろうとする、21世紀への胎動といえます。

本市は、農業、工業、商業など全ての産業分野での集積力を背景に、これまで佐賀県東部を含む福岡県南の中核都市としての役割を果たしてきましたが、福岡市への高次都市機能の集中や周辺市町村への産業機能の拡散の中で、本市の産業力と求心力が低下してきています。これは本市のみならず全国の地方中核都市で、これまでの役割が歴史的流れの中で変化しているものであり、本市はこれからの中核都市としての新しい役割を見据え、新時代の発展の礎を築いていく必要があります。

この久留米市の都市発展の新しい礎となるものは、まず第一に、21世紀の地域社会を活力にあふれた社会として、自ら創りあげる「地力」をつけることです。

「地力」は、あらゆる分野で多様性、独

創性を発揮し、挑戦していくことで蓄えられます。本市の発展の歴史をたどるまでもなく、古くは田中久重から、近年では石橋正二郎に代表されるように「知恵」を使い、「技術」で挑戦することで本市はこれまで「地力」を蓄えてきました。そしてその精神は、今もなお地域の中に脈々と流れています。

「知恵と技術による創造への挑戦」の精神を工業のみならず農業や商業も含むあらゆる分野で生かし、業を起こし、未来へ継承していくことが、本市の活力ある持続的発展の「地力」を生み出す源泉です。

また、地力は「良質の刺激」のあるところに生まれてきます。「良質の刺激」は、多様な人が多様な活動を通して生み出す多様な価値ある情報であり、価値ある情報拠点には、さらに人や情報が集まってくる特性を持っていることから、人と情報が集散する拠点性の形成が、本市の発展に重要です。

さらに、本市がこれからの都市づくりの視点として重要視すべきものに、「都市の風格」があります。都市の風格は、一貫した理念によるたゆまぬ都市づくりの中から醸し出されてくるものですが、それは久留米市に住む人々にとっては、自信と誇りであり、市外の人々からの期待に応えるものでもあります。

特に本市は、福岡県第3の都市としての風格を備え、広域的な高次都市サービスを提供するなど都市圏域全体の一体的発展の視点を持ち、周辺市町村や住民からも期待され、またその期待に応えていくことが必要です。

自立する21世紀久留米広域都市圏のリーダーとして、「地力」と「風格」を持った都市づくりを進めます。

1 知恵と技術を創造するまちに

あらゆる産業分野において、知恵を使い、新たな技術や工夫を生み出す創造的な取組を重視し、独創的でチャレンジ精神にあふれた活力ある経済社会の実現を目指します。

そのため、多様な分野において、新しいことへ挑戦する起業家精神の醸成を図るとともに、起業化への取組を支援します。

特に、バイオテクノロジーや情報通信、環境、医療・福祉などの分野を中心に新産業を振興し、起業の促進に努めます。

また、大学、試験研究機関などの連携の下、新産業の創出、起業化などを総合的に支援する機能の充実を図ります。

農業については、良質な食料の安定的な供給を基本に、意欲のある多様な担い手の創出、育成や都市近郊型農業や環境保全型農業、高付加価値型農業などを行い、産業

として成り立つ活力と魅力ある農業の展開を図ります。

また、ゴム産業を始めとする既存製造業、地場産業などについては、これまで蓄積されてきた産業技術を生かし、新たな技術開発や時代を先取りした商品開発等を促進するなど、地域産業の高度化、高付加価値化を進めます。

また、業務機能の集積を進めるとともに、情報通信関連や研究開発型など高度技術企業の立地を促進します。

さらに、職業技術や職業能力の開発など、新たな知識や技術への挑戦を積極的に支援し、個々人の就業意向に沿って、多様な職業選択が可能となる環境整備に努めます。

2 アジアに開かれた学術研究のまちに

新産業の創造を始め、地域文化、地域振興、生涯学習など様々な面で地域社会をリードするだけでなく、世界、特にアジアの発展に貢献できる九州・アジアの学術研究拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

そのため、既存の大学等の学術研究機能の拡充・強化や新たな学術研究機関や研究プロジェクトの誘致・創設などに取り組むとともに、学術研究機関と地域との連携、大学等の持つ多彩な知的資源の地域開放などを進め、地域からチャレンジ精神にあふ

れた創造的な人材・企業等が育つまちづくりを進めます。

また、医療・福祉や環境、バイオテクノロジーなど、久留米地域の特性を生かした学術研究資源の集積を高め、これらの分野で国際的な役割が果たせる拠点形成を図るとともに、国際的な学術研究活動や研究交流が活発に行うことのできる交流基盤の整備を図り、世界、特にアジアに開かれた学術研究拠点にふさわしいまちづくりを着実に進めます。

3 人と情報が行き交うにぎわいのあるまちに

都市の魅力は、人が集まることで多様な情報が生まれ、その情報を求めてまた人が集まり、良質の刺激が生み出されるところにあります。

そのため、市民のみならず広域の人々の多様なニーズや創造性を刺激する、多彩な楽しみにあふれ、多様な活動、交流の舞台

にふさわしい都市空間の形成を進め、人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくりを進めます。

特に、まちのにぎわいや生活文化を創り出す都心部商店街や地域商店街など、魅力ある商業の振興を図り、「商都久留米」の再生を進めます。

また中心市街地は、高齢化の進展や、成熟社会にふさわしい都市生活の質向上を視野に入れた新しい都市づくりの位置づけの中で、中心市街地が今後担うべき機能と役割に注目しつつ、商業の集積のみならず、都市的生活の場として、街並み景観、歩行空間や交通環境整備など、住む人も訪れる人もまちを楽しみながら活動できる奥行き

4 拠点都市の役割が果たせるまちに

医療や福祉、教育、文化・スポーツ、商業など多様な広域的・高次都市サービス機能の充実・強化を図り、福岡県第3の都市圏の拠点都市としての役割が果たせる都市づくりを推進します。

特に、筑後川流域連携や福岡県のふくおか新世紀計画における「福岡・筑後活力コリドー構想」や「筑後田園都市圏構想」と連動し、久留米広域都市圏の人々から期待される役割を果たす都市づくりを進めます。

そのため、中心市街地の再整備を進めるとともに、拠点機能を強化する新市街地の整備などを図ります。

また、都市発展の基盤となる交通網については、外環状道路などの広域幹線道路ネット

の深いまちづくりを進め、広域商業やサービス、文化・情報などの拠点としての中心市街地の再整備を図ります。

さらに、観光・コンベンションや国際交流、情報発信などの機能強化や関連産業の振興を図り、国内外を問わず様々な人々の交流を促進します。

ワークの整備促進や高速交通拠点へのアクセス強化に加えて、広域公共交通の整備、さらには生活の足になる鉄道やバス網など、公共交通の利便性を高める総合的な交通体系の整備を進めます。

さらに、地球的規模で急速に進展する情報通信ネットワーク社会に対応するため、地域の情報通信ネットワーク基盤の整備を図るとともに、市民や企業が共通に利用できる地域統合イントラネットの構築を進め、高度情報都市の実現を図ります。また、本市の地域資源である高度医療機関の集積を生かし、広域高度医療サービス機能と高度医療開発拠点機能が複合化した高度医療都市の実現を目指します。

づくりを一貫的・継続的に進めるために、おおむね21世紀の第1四半世紀（2025年）とします。

の役割を果たす人口として、目標年次の久留米市の人口を30万人と想定します。

なお、施策に当たって基礎となる人口については、期間計画である基本計画に定めることとします。

第8章 土地利用の基本方針

第1節 土地利用の基本的考え

土地は、市民生活や様々な社会活動の共通基盤であり、限られた貴重な資源です。

そしてそれは、耳納山系や筑後川に代表される本市の豊かな自然環境とともに、先人から今に受け継ぎ、今この久留米に住み活動する私たちが保全活用し、美しい国土として、後世に誇りと自信を持って引き継ぐべきものです。

一方、少子・高齢化や高度情報化の進展、地球環境の悪化、さらには21世紀前半には人口減少社会の到来が予想されるなど都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しており、21世紀の都市づくりにおいては、これまでの利便性、効率性を追求した都市機能

の量的拡大、そしてその結果としての画一的、均一的な都市づくりから、地球環境に配慮した資源循環型社会をベースに、生活空間の質的充実や自らの選択と責任による個性的、自立的都市づくりへの転換が必要です。

そのため土地利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境との共生や土地の持つ多面的な公益的機能の重視を基本に、長期的視野をもって総合的、計画的に利用し、未来の久留米市民に誇りと自信をもって継承していきべき久留米市国土の形成を図ります。

第2節 土地利用の基本方針

21世紀の本市の目指す都市の姿を実現するため、土地利用に当たっての基本方針と

して次の3つを掲げます。

1 ストックとポテンシャルを生かした土地利用

本市の国土は、先人の営々たる営みの中で形成され、今日に引き継がれてきました。そしてそこには、多様で質の高い資源が蓄積されています。

量的拡大から質的充実への移行を目指す本市の都市づくりにおいて、この永年にわたり蓄えられた資源にさらに磨きをかけ、真に活用していくことが必要です。

そのため、本市が誇る自然環境や風景は、我々の時代に失うことなく保全に努めるとともに、再生を図り、未来に引き継いでいきます。

また、無秩序に都市機能を拡散していく

ことは、新たに多額の投資を必要とするだけでなく、基盤の有効活用が図れないことや、地域個性の画一化や拡散をもたらすことから、これまで集積してきたすべての資源を土台に都市の質を高め、後世が継続して使い、さらにその上に積み上げていくに足る都市資産の蓄積とそのため土地利用を図ります。

一方、本市の新たな都市づくりにおいて必要とする新たな機能整備とそれにもなう土地利用に当たっては、土地の持つポテンシャルを有効に活用し、総合的視点で計画的に利用を図ります。

2 主体的な地域づくりに配慮した土地利用

土地利用に当たっては、久留米市域全体の整序ある利用が基本です。そのためには、それぞれの地域のもつ自然風土や地域形成の過程などの特性を生かしながら総合的に利用していくことが必要です。

しかしながら、今後、高齢化の進展や定住人口の減少などにより、活力あるコミュニティの維持が懸念される地域も想定されるなど、地域のまちづくりを取り巻く環境

は大きく変化しています。

そうした中で、「住み手」である住民が自ら「創り手」となって、それぞれの地域に応じた土地利用を考え、愛着と誇りを持ち、これからも住み続けていきたいと感じる地域づくりが重要です。

そのため、全市さらには周辺の国土利用との調和を前提に、住民の自立的、主体的な地域づくりに配慮した土地利用を図ります。

3 広域の視点を持った土地利用

国土を形成する土地や水、緑などの自然は、単一の行政区域に限られたものではなく、連続性や連坦性を有しています。

また、日常の生活活動や生産活動は、市域を越えた広域の圏域の中で営まれている一方で、本市は、福岡県南の中核都市とし

て広域的な都市機能を整備し、その役割を担っていくことが必要です。

そこでこれからの土地利用に当たっては、単に市域のみから見た利用ではなく、連続性や連坦性を重視した利用を図ります。

第9章 基本構想推進に当たって —創造・変革への挑戦—

地方分権が進展し、都市づくりへの市民の意識が高まる中で、これからの都市づくりは、「何をするか」だけでなく、「どのように創るか」ということも極めて大切となります。

そうした中で、これからの都市づくりを推進していくためには、市民と行政は、都

市づくりの協働の担い手として、それぞれの責任を自覚し、自らの役割を主体的に果たすことが必要です。

都市を創り上げるための基本的なシステム・方法を重要な柱として提示し、基本構想の推進を図ります。

第1節 市民との協働によって築かれるまちに

市民は、自らの都市をより良きものへと創り上げる都市づくりの主体者としての自覚のもと、積極的に都市づくりに係わり、行政は、市民との信頼関係に基づく開かれた市政づくりを進めるとともに、まちづくりの様々な分野で市民の力を生かし、市民と行政が協働していく仕組みを発展させていくことが求められています。

そのため、行政情報の市民への的確な提供、市民ニーズの的確な把握と政策への反映、審議会・委員会など多様な方法での市政への市民参加・参画などを促進します。また、情報公開制度の充実や行政の説明責任の明確化など、行政の透明度を一層高める取組を進めます。

具体的には、「まちづくり協働」の仕組み

として「まちづくり評価制度」を導入し、戦略性と長期的視点を持った都市づくりの実現を目指します。

また、計画、実施、検証など都市づくりの具体的な局面で、市民が主体的に参加し、活動できる仕組みづくりを進めます。

第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまちに

本格的な地方分権社会の中で、行政には市民と協働し、自らのまちを創り上げることのできる能力と、市民の信頼を得るにふさわしい高い生産性を持った組織へと変わっていくことが求められています。

そのため、行財政改革の持続的な実施、職員の意識改革、民間活力の導入など、常に行政が自らの改革に取り組み、生産性の高い行政経営を進めます。さらに、目的重視型・成果重視型の事業運営を目的とした

「事業評価制度」を導入し、都市づくり目標に向けた着実な課題解決を図ります。

また、新たな都市づくりに対する投資は、目指す都市の姿の実現に対して効果的に厳選して行わなければなりません。そのためにも、豊かな自然や歴史・文化及び蓄積された社会資本など、有形・無形の地域資源（ストック）の価値を多面的に見直し、今後の都市づくりに生かします。

第3節 圏域とともに歩むまちに

人々や企業の活動範囲がますます広域化する中で、行政の境界は必ずしも住民の生活実態にあったものとは言えなくなるなど、日常社会生活圏の拡大は行政区域にとられない広域的な対応が求められています。また、一つの自治体では解決できない広域的な課題への対応など、広域的な視点から都市づくりを推進することがますます重要となっています。

そのため、都市づくりの発想をこれまでの市域の発想から圏域の発想へと転換し、久留米広域市町村圏を中心に、八女・筑後広域市町村圏、鳥栖地区広域市町村圏を含めた、圏域の自治体間の連携と相互の機能分担を基本とした、広域行政の積極的な推進を図ります。また、相互の住民の合意を前提に、市町村合併についても検討を進めます。